

国都総第2054号
平成20年9月25日

社会资本整備審議会

会長　張富士夫 殿

国土交通大臣

付 議

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和41年政令第384号）
第6条に関し、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の施行に伴い、下記の通り改正すべきと考えるので、その判断について、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第8条第4項の規定に基づき御意見を承りたい。

記

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物及び工作物について、重要文化財等及び景観重要建造物の保存のために必要な建築物及び工作物と同様、その新築に関し、「その規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと」との許可基準を規定する。

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について（案）

－ 古都法施行令第6条関係 －

1. 特別保存地区内の行為規制及び許可基準の現状について

- 歴史的風土特別保存地区内においては、建築物の新築等をしようとする者は、府県知事の許可が必要となっており、府県知事は違反した者に対し聴聞を行った後、原状回復等を命じることができることとされている（古都法第8条）。
- 許可基準については、政令で定められている（古都法施行令第6条）。

2. 特別保存地区内の行為の許可基準の改正について

(1) 歴史まちづくり法について

- 本年5月、文化財行政とまちづくり行政の連携により、次世代に継承すべき貴重な資産である「歴史的風致」の維持及び向上を図るためのまちづくりの取組を国が積極的に支援するため、歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）が成立し、11月施行の予定となっている。

(2) 改正案

- 現行の許可基準においては、
 - ① 文化財保護法に基づき指定された重要文化財等の保存のため必要な建築物
 - ② 景観法に基づき指定された景観重要建造物の保存のため必要な建築物等については、その新築に関し、「その規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと」と規定されており（施行令第6条第1号ニ（2）・（3）、同条第4号ハ（2）・（3））、このような基準を満たす場合には建築物の新築等が許可されることとなっている。
- 今般、歴史まちづくり法の施行に伴い、歴史まちづくり法に基づき指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物の新築等についても、重要文化財等及び景観重要建造物の保存のために必要な建築物の新築等と同様の許可基準を設ける旨の改正を行う。

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イヽハ 略

ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イヽハ 略

ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3)・(8) 略

木 略

二・三 略

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号亦

(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

木 略

二・三 略

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号亦

(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) (2) 略

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な工作

五
十四
略

(4)
(11)
物
略

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) (2) 略

五
十四
略

(3)
(10)
物
略

古都保存法施行令第5条、第6条の改正に関する社会资本整備審議会への意見聴取について

古都保存法施行令第6条の改正にあたっては、古都保存法第8条第4項に基づき、あらかじめ社会资本整備審議会の意見を聞くこととなっており、これまでにも以下の通り意見聴取を行ってきてている。

古都保存法（抜粋）

（特別保存地区内における行為の制限）

第8条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

4 國土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会资本整備審議会の意見を聽かなければならない。

平成13年7月16日 第1回歴史的風土分科会

以下について意見聴取し、同分科会で了承された。

（1）歴史的風土特別保存地区内における許可不要行為について、

○屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積10m²以下かつ高さ1.5m以下のものを追加（令第5条第8号）

○屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外（令第5条第9号口）

（2）歴史的風土特別保存地区内の行為の許可基準として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれがないことを規定（令第6条第13号）

平成16年8月20日 都市計画・歴史的風土分科会第7回歴史的風土部会

以下について意見聴取し、同部会で了承された。

歴史的風土特別保存地区内の行為の許可基準として、

○景観法に基づき指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物の新築等を追加（令第5条第8号）

○伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、人工林が相当部分を占め、府県知事が歴史的風土を維持する上で必要と認めるものについては面積要件を緩和（1ha以下→5ha以下）（令第6条第8号口）